

生理用品の学校配布（配備）を求める請願

令和3年6月4日

青森市議会議長 長谷川 章 悦 様

青森市大野若宮 165-19
新日本婦人の会青森支部
支部長 北 田 文 子

紹介議員 万 徳 なお子

(請願の趣旨)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い雇用が悪化する中、世帯の収入が減少している家庭の児童・生徒や、アルバイトができずに生活が困窮する学生も増えている。

こうした経済状況の中、節約のために毎月の生活必需品である生理用品を購入することができず、交換の回数を控えたり、トイレットペーパーを代用するなどの実態が報告されている。生理用品は健康な生活を送るための必需品であるにもかかわらず、不衛生な状態に置かれ、経血で服や椅子を汚すことが不安で登校できなくなるなど、学習権が侵害される児童・生徒がいることは看過できない。

世界でも、スコットランドでは、あらゆる人に生理用品の無償提供が決まり、ニュージーランドでも、小・中・高で無償提供が決まっている。政府がまとめた2021年度からの第5次男女共同参画基本計画では、「生涯を通じた健康支援」として、特に、女性の心身の状態は、年代によって大きく変化する特性から、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点が重要視され、その中でも、生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成する10代から20代前半の重要な時期に対して、月経を含めた保健の充実を推進することが明記されている。

その具体的な取組として、保健医療サービスの提供など、包括的な健康支援のための体制の構築が挙げられる中、経済的理由によって生理用品が十分に使えずに、健康な生活が脅かされる状態は直ちに改善されるべきである。

児童・生徒が安心して通学でき、生涯にわたって健康で衛生的な生活を保障するために以下のとおり、請願する。

(請願事項)

児童・生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するために、学校施設の女子トイレに返却不要の生理用品を適切に設置すること。